

作成日：2006年7月1日

改訂日：2017年2月15日

安全データシート（SDS）

1. 化学品及び会社情報

製品名 マルエスシーラー

会社名 日新工業株式会社

住所 〒120-0025 東京都足立区千住東2丁目23番4号

担当部門 技術部

電話番号 048-755-6188 FAX 番号 048-755-6177

緊急連絡先 03-3882-2613 営業総務課

奨励用途及び使用上の制限 工業用（建築用塗材 等）

整理番号 AR-P007

2. 危険有害性の要約

重要な兆候及び想定される非常事態の概要

最重要危険有害性：

有害性： 目や粘膜を刺激する。蒸気は麻酔作用がある。高濃度の蒸気や長時間の吸入は避ける。眼及び上部呼吸器、気管を刺激する。

物理的及び化学的危険性：

引火しやすい液体。

消防法危険物第4類第2石油類。

特定の危険有害性： 情報なし。

分類の名称（分類基準は日本方式）：引火性液体類。

GHS分類

引火性液体	区分3	発がん性	区分2
急性毒性 経口	区分外	生殖毒性	区分1B
急性毒性 経皮	分類できない	標的臓器／全身毒性(単回暴露)	
急性毒性 吸入（蒸気）	区分4	中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓	区分2
皮膚腐食性/刺激性	分類できない	標的臓器／全身毒性(反復暴露)	
眼損傷/刺激性	区分2A	呼吸器、神経系	区分2
皮膚感作性	分類できない	水生環境有害性(急性)	区分2
呼吸器感作性	分類できない	水生環境有害性(長期間)	区分1

※ 記載のないものは分類対象外または分類できない。

GHS ラベル要素



注意喚起語：危険

危険有害性情報

- ・ 引火性液体及び蒸気
- ・ 強い眼刺激吸入すると有害
- ・ 吸入すると有害
- ・ 発がんのおそれの疑い
- ・ 生殖能力又は胎児への悪影響のおそれ
- ・ 臓器（呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓）の障害のおそれ
- ・ 長期にわたる又は反復暴露による臓器（呼吸器、神経系）の障害のおそれ
- ・ 水生生物に毒性
- ・ 長期継続的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き

＜安全対策＞

- ・ 使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・ 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・ 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。
- ・ 容器を密閉しておくこと。
- ・ 容器を接地すること／アースをとること。
- ・ 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器／を使用すること。
- ・ 火災を発生させない工具を使用すること。
- ・ 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・ 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- ・ 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。
- ・ 取扱い後は手をよく洗うこと。
- ・ この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・ 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・ 環境への放出を避けること。
- ・ 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

＜救急処置＞

- ・ 皮膚に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
- ・ 吸入した場合：空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・ 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

マルエスシーラー

- ・ ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
- ・ 気分が悪いときは、医師に連絡すること。
- ・ 気分が悪いときは、医師の診断／手当を受けること。
- ・ 眼の刺激が続く場合：医師の診断／手当を受けること。
- ・ 火災の場合：消火するために粉末消火器、炭酸ガス消火器、泡消火器を使用すること。
- ・ 漏出物を回収すること。

<保管>

- ・ 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
- ・ 施錠して保管すること。

<廃棄>

- ・ 内容物・容器は自治体の規則に従って廃棄すること

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別	製品は混合物
化学名	アスファルト
一般名	アスファルト系下地調整材

成分	含有量 (%)	化学式	官報公示整理番号 (化審法・安衛法)	CAS No.
Asphalt, oxidized (石油ブローンアスファルト)	20～30	特定できない	(9)-1719 (化審法) (12)-189 (安衛法)	64742-93-4
キシレン	7.7	$C_6H_4(CH_3)_2$	(3)-3	1330-20-7
エチルベンゼン	7.0	$C_6H_5CH_2CH_3$	(3)-28	100-41-4

その他充填材等を含め、全体で 100%

4. 応急措置

吸入した場合：

- ・ 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・ 医師の診断／手当を受けること。

皮膚に付着した場合：

- ・ 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
- ・ 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断／手当を受けること。

目に入った場合：

- ・ 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・ 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断／手当を受けること。

飲み込んだ場合：

- ・ 口をすすぐこと。
- ・ 医師の診断／手当を受けること。

5. 火災時の措置

消火剤：	粉末消火器、炭酸ガス消火器、泡消火器、乾燥砂が有効である。
使ってはならない消火剤：	棒状注水
火災時の特有の危険有害性：	加熱により容器が爆発する恐れがある。 火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生する恐れがある。 引火性液体および蒸気
特定の消火方法：	引火点が極めて低い：散水以外の消火剤で消火の効果がない大きな火災の時には散水する。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
消火を行う者の保護：	消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項：	漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の立ち入りを禁止する。 作業者は適切な保護具（「8. 暴露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。 適切な保護衣を着けていない時は破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。 漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。 風上に留まる。 低地から離れる。 密閉された場所に入る前に換気する。
環境に対する注意事項：	河川への排出により、環境への影響を起こさないように注意する。 環境中に放出してはならない。
除去方法：	少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる容器に回収する。 少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。 大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所は燃焼を抑えることが出来ない恐れがある。
二次災害の防止策：	すべての着火源を速やかに取り除く（近傍での喫煙、火花や火災の禁止）。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い：

技術的対策

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

局所排気・全体排気

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。

注意事項

使用前に取扱い説明書を入手すること。

すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。

容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。

安全取扱い注意事項

接触、吸入又は飲み込まないこと。

眼に入れないこと。

取扱い後は良く手を洗うこと。

屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

環境への放出を避けること。

保管：

適切な保管条件

熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。一禁煙一酸化剤から離して保管する。

容器は直射日光や火気を避けること。

容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。

施錠して保管すること。

安全な容器包装材料

消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策：

適切な防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

この物質を貯蔵ないし取り扱う作業場には洗顔器及び安全シャワーを設置すること。

空気中の濃度を暴露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと

高熱工程でミストが発生するときには、空気汚染物質を管理濃度以下に保つために換気装置を設置する。

管理濃度及び許容濃度：

成 分	管理濃度	許容濃度	
		日本産業衛生学会(2005)	ACGIH(2009)
Asphalt, oxidized (石油ブローンアスファルト)	—	勧告値なし	時間荷重平均(TWA)値 0.5 mg/m ³ (アスファルトフェームとして)

キシレン	50ppm	50ppm, 217mg/m ³	TWA 100ppm STEL 150ppm
エチルベンゼン	—	—	TWA 100ppm

保護具

呼吸器用の保護具	必要に応じて有機ガス用防毒マスクを使用。
手の保護具	耐油性（不浸透性ゴム）手袋。
目の保護具	側板付き普通眼鏡型又はゴーグル型保護眼鏡。
皮膚及び身体の保護具	長袖保護衣、静電気防止作業衣、安全靴。
適切な衛生対策	取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態

形状：	液体。
色：	黒色。
臭い：	溶剤臭あり。
pH：	データなし。

物理的状態が変化する特定の温度／温度範囲：

	データなし。	
融点：	データなし。	
沸点：	約136~144℃。	
引火点：	28.5℃	
爆発特性：	1.0~1.1vol%	
比重：	1.64(25℃)	
溶解性	溶媒に対する溶解性	水に不溶。
オクタノール／水分配係数：		
	データなし。	
分解温度：	データなし。	
その他のデータ：	データなし。	

10. 安定性及び反応性

反応性：	通常の条件では、危険有害な反応は起こらない。 強酸剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。
化学的安定性：	通常の取扱いにおいては安定である。
避けるべき材料：	加熱。
混触危険物質：	強酸剤
危険有害な分解生成物：	加熱分解により一酸化炭素、二酸化炭素を生じる。

11. 有害性情報

引火性液体：	引火点 28.5℃
--------	-----------

	上記より混合物として区分3に分類される。
急性毒性（経口）：	キシレン LD50 3,500mg/kg エチルベンゼンLD50 3,500mg/kg 上記より混合物として区分外に分類される。
急性毒性（吸入）：	キシレン LC50 6,700 ppm エチルベンゼンLC50 4,000 ppm 上記より混合物として区分4に分類される。
皮膚腐食性／刺激性：	キシレン；区分2 エチルベンゼン；区分外 上記より混合物としては分類できない。
眼損傷／眼刺激性：	エチルベンゼン；区分2B キシレン；区分2A 上記より混合物として区分2Aに分類される。
皮膚感作性：	データ不足のため分類できない。
呼吸器感作性：	データ不足のため分類できない。
変異原性：	データ不足のため分類できない。
発がん性：	エチルベンゼン；区分2 上記より混合物として区分2に分類される。
生殖毒性：	キシレン、エチルベンゼン；区分1B 上記より混合物として区分1Bに分類される。
特定標的臓器／全身毒性－単回暴露：	キシレン；区分1（呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓）、区分3（麻酔作用） エチルベンゼン；区分2（中枢神経系）、区分3（気道刺激性） 上記より混合物として区分2（中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓）に分類される。
特定標的臓器／全身毒性－反復暴露：	キシレン；区分1（呼吸器、神経系） 上記より混合物として区分2（呼吸器、神経系）に分類される。
吸引性呼吸器有害性：	データ不足のため分類できない。
その他の情報：	情報なし。

12. 環境影響情報

生態毒性：	
水性環境有害性：	キシレン魚類(ニジマス) LC50(96h) 3.3mg/L；区分2 エチルベンゼン甲殻類(ブラウンシュリフ) LC50(96h) 0.4mg/L；区分1 上記より混合物として水性環境有害性(急性)は区分2に分類される。 また、蓄積性のデータより、水性環境有害性(長期間)は区分1に分類される。
残留性／分解性：	キシレン；急速分解性がない（BODによる分解度：39%）
生体蓄積性：	キシレン；log Kow=3.16

移動性： データなし。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物： 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合には、そこに委託して処理する。

廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装： 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国連分類： クラス3：引火性液体類

国連番号： 1993

国内規制： 陸上輸送：消防法：危険物第4類第2石油類（非水溶性）

容器：危険物の規制に関する規則

金属製容器（18L）

（注）容器は危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第68

条の5に定める容器試験基準に適合していることを自主確認すること。

容器表示：一 危険物第4類第2石油類（非水溶性）

二 危険等級Ⅲ

三 火気厳禁

積載方法：運搬時の積み重ね高さは3m以下

輸送の特定の安全対策及び条件：

取り扱い及び保管上の注意の項の一般的注意に従う。

15. 適用法令

安衛法第57条の2第1項

鉱油 (Asphalt, oxidized)

キシレン

エチルベンゼン

安衛法：特化則

特別有機溶剤 (A2)（屋内塗装業務）エチルベンゼン

安衛法：有機則

第2種有機溶剤 キシレン

化学物質管理促進法 (PRTR)

キシレン

第1種 政令番号80

エチルベンゼン

第1種 政令番号53

消防法

危険物第4類第2石油類（非水溶性）

危険物船舶運送及び貯蔵規則 危告示

引火性液体類

毒物及び劇物取締法

非該当

悪臭防止法

キシレン

16. その他の情報

主な引用文献

独立行政法人 製品評価技術基盤機構（N I T E）ホームページ G H S 分類結果データベース
原料メーカーの S D S
日本塗料工業会編集 「原材料物質データベース」
国際化学物質安全カード（I C S C）
製品安全データシートの作成指針（改訂版）日本規格協会（2001年10月）
日本工業規格 J I S Z 7253：2012 G H S に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法
危険物船舶運送及び貯蔵規則 14訂版 海文堂

- (1) このデータシートは、製品に関する情報提供を目的としたものであって、その記載内容に関し、弊社が売主その他の立場で保証責任を負うものではありません。
- (2) このデータシートは、作成日又は改訂日までに弊社が入手した情報に基づいて作成しておりますが、記載内容は新しい知見又は法規制の変更等により改訂されることがあります。
- (3) このデータシートは通常想定される保管方法および取扱い方法の範囲における情報提供です。したがって、特殊な保管又は取扱いを行う場合は、その保管又は取り扱いに適した安全対策を実施の上ご利用下さい。
- (4) 本製品の貴社の用途に対する法規制、適合性及び安全性については、弊社では確認しておりませんので、調査又は試験により確認の上ご使用下さい。
- (5) 貴社において本製品を輸出される場合には、外国為替及び外国貿易法等輸出関連法規を遵守の上、輸出してください。